


常総市 (茨城県)

(2006年4月11日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式：新設・ 編入	 <p style="font-size: small;">旧石下町 旧水海道市</p>
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併) ・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：66,245人 (高齢化率 ⁽²⁾ 18.5%)	面積 ⁽³⁾ ：123.52 k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：36人 (法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：559人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.70	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：85.0%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：21,748,000千円		
うち、地方税 8,356,147千円、地方交付税 3,091,478千円		
合併特例債発行予定額 10,000百万円 / 同限度額 16,000百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業 6.7%、第二次産業 43.8%、第三次産業 49.2%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：人事課資料。 (6)(7)：常総市まちづくり計画。 (8)：2004年度当初予算額。 (9)構成比には分類不能の就業者は含まない。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧水海道市	42,015人	19.5%	79.68k m ²	20人	328人	0.76	87.7%
旧石下町	24,230人	16.8%	43.84k m ²	16人	193人	0.57	88.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、⑤財政状況、⑥行政改革></p> <p style="margin-left: 20px;">厳しい財政状況の中、ますます多様化する行政サービスを維持していくためには、行政の効率化と財政基盤の強化が必要不可欠であり、ひとつの手段として合併を選択した。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑤新市の名称></p> <p style="margin-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="margin-left: 20px;">住民の理解が不可欠であるため、可能な限り情報を提供し理解を深めた。また、住民説明会を各地区ごとに実施し、住民意向の把握に努めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="margin-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="margin-left: 20px;">調整が困難な協議事項や政治的判断を要する事項について、合併協議会開催前に首長会議や両議会へ説明し、事前に調整を図った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
合併前における水海道市と石下町は、近隣市町村とそれぞれ合併協議会を設置し協議を進めてきたが、新市の事務所の位置や新市の名称について調整が整わず、両協議会とも解散した経緯がある。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
⑪生活圏が一致、⑫その他（当地域はもともと旧結城郡であったことから、歴史的な繋がりも深く、日常生活をはじめ、農業や教育関係、観光や文化の交流など密接な関係がある。）	
(4) 合併の端緒	
2005年1月。旧石下町が旧水海道市へ合併の申し入れを行い、期限内の合併を目指すこととなった。	
(5) 任意の合併協議会（設置しなかった）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2005年1月24日～2005年12月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役、議員各5名、住民各3名、都道府県職員（県西地方総合事務所長、市町村課広域行政推進室長） 合計22名
運営上の工夫	・委員とは別に、顧問として県議会議員（地元選出議員）2名が参画した。 ・合併協議会日より、ホームページ、会議録閲覧等で住民への情報提供を行った。 ・合併協議会の開催については、全て公開で行った。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 合併特例法経過措置期限内の合併を目指し、合併協議会を設立するにあたり、合併に関する基本項目について、2市町の首長および議長が事前に合意している。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	05年1月 05年1月 05年1月 05年1月 05年1月
合意：	05年1月 05年1月 05年1月 05年1月 05年2月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
特になし。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
人口規模・財政力の違いや、首長や議会の空白期間が生じることなく、行政が継続されるという利点のため。	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	
2006年1月1日合併	
事務執行の移行準備に要する期間の確保（電算システム統合等）や、住民サービスへの影響が少ない時期（窓口等の長期休業）を選定した。	

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募有・無				
決定手続：合併協議会において、決定した。 選定理由：2市町が従来の枠組みであった合併協議会において、名称公募をしたところ多数の応募があったものでもあり、当地域では歴史があり鉄道名や広域事務組合名などで使用されていることから、知名度も十分なものであるため。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設・新規建設				
合併の方式、住民の利便性や施設の機能性等を考慮し検討した結果、財政への負担も軽減されることから、水海道市役所を有効活用し、新市の事務所とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画 (計画の対象： 全市 or 編入された区域)				
計画の期間：10ヶ年 理由 合併特例法第11条の2に規定する財政支援措置の期間に準じて設定した。				
<策定に当たっての工夫> 特になし。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 合併特例債候補事業の決定について。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 7分野における課題と問題点を掲げ、それらに対する基本方針と施策について策定した。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 2市町の総合計画、その他関係計画書を踏襲した中で、策定した。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	22,919	19,691	19,222	18,654
地方税	8,677(37.9)	8,748(44.4)	9,166(47.7)	9,180(49.2)
地方交付税	3,867(16.9)	2,552(13.0)	3,034(15.8)	2,671(14.3)
歳出合計	21,816	19,691	19,222	18,654
人件費	4,899(22.5)	5,003(25.4)	4,002(20.8)	3,983(21.4)
(参考：一般職員数)	(521人)	(560人)	(454人)	(449人)
公債費	2,290(10.5)	2,407(12.2)	2,533(13.2)	2,420(13.0)
普通建設事業費	4,055(18.6)	1,707(8.7)	2,350(12.2)	1,725(9.2)
(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ				
(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等				
行っていない。新市の中に、2つの都市計画区域(線引き区域・未線引き区域)が存在しているため、都市計画区域の見直しが、今後の重要課題である。				

(5) 組織・機構の整備方法		
<p>合併直後に、部とほとんどの課を統合し、一部の課は旧自治体の組織をそのまま存続させた。一定の経過期間後、残りの課も統合した（又はする予定である）</p> <p>住民生活に急激な変化をきたすことのないよう、住民サービスに十分配慮し再編した。特に、支所については、福祉部門や教育・水道・農業部門の分室の配置を行った。</p>		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	編入される石下町の議会議員は、在任特例を適用し水海道市議会議員の残任期間に限り、在任することができるため、編入された地域の意見の反映ができることから設置しないこととした。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
該当なし。		
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	合併後3年間以内を目途に事業を統合し、料金も同一料金とする。（水道事業審議会の答申を踏まえる。）	
下水道料金	合併後、下水道審議会の答申を経たうえで調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：負担の低い方に合わせる）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併年度はそれぞれ現行のおりとし、翌年度より旧水海道市の制度に統一する。）		
賦課徴収方法	旧水海道市 保険税方式 旧石下町 保険税方式	合併年度はそれぞれ現行のおりとし、翌年度より水海道市の制度に統一する。
所得割	旧水海道市 100分の8.9 旧石下町 100分の7.5	合併年度はそれぞれ現行のおりとし、翌年度より水海道市の制度に統一する。
資産割	旧水海道市 100分の34 旧石下町 100分の45	合併年度はそれぞれ現行のおりとし、翌年度より水海道市の制度に統一する。
均等割	旧水海道市 22,000円 旧石下町 20,000円	合併年度はそれぞれ現行のおりとし、翌年度より水海道市の制度に統一する。
平等割	旧水海道市 25,000円 旧石下町 25,000円	合併年度はそれぞれ現行のおりとし、翌年度より水海道市の制度に統一する。
(12) 介護保険事業（調整方針：合併年度はそれぞれ現行のおりとし、翌年度より旧水海道市の制度に統一する。）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧水海道市 2,500円 旧石下町 2,700円	合併年度は従前のおり（旧市町の保険料額による不均一賦課）。翌年度より、旧水海道市の制度に統一する。
(13) 電算システムの取扱い		
整備方法	水海道市の既存のシステムに統一した。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	新市の町・字名の区域は従来のおりとし、大字を削除した名称に変更した。ただし、地域住民の要望により、旧水海道市の一部（13町）にあつては、常総市のあとに「水海道」を付けた名称とした。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：580百万円/ 10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<p><①住民の利便性の向上> 合併前の石下町役場を、新市の支所として活用することにより、窓口サービスが双方の庁舎で受けられるようになった。 また、旧市町界を超えた公共施設（図書館・体育施設等）の利用等が可能となり、便利になった。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進> 合併特例債事業をはじめとする支援事業を活用することにより、基盤整備の推進が図れる。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 管理部門や議会の統合により、削減された経費や人員を専門職の採用や、福祉や教育など直接的な住民サービス部門にあてることが可能となる。 また、合併のスケールメリットを生かし、行財政基盤の強化が図れる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 地域の特色を生かしたまちづくりを推進していくため、地域の文化事業や郷土芸能を最大限に活用しつつ、個性のある事業やイベントを展開していく必要がある。</p>	
<p><⑤関係市町村のうち、財政状況のよい市町村に不利になる。> 財政力格差を是正するため、合併支援事業などを活用し、合併による効果を新市全体に広げ、調和の取れたまちづくりを進める。</p>	
(5) 残された課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後に調整するとしている事務事業の速やかな統合。 ・ 職員給与格差の是正 ・ 議員報酬の調整 ・ 広域市町村圏事務組合加入の見直し ・ 都市計画区域の見直し 	